

委託仕様書

1 委託業務名

あわら市沖洋上風力発電導入による経済波及効果に係る基礎調査

2 業務の目的

福井県では、再生可能エネルギー導入促進や県内産業の振興を目的として、再エネ海域利用法に基づき、あわら市沖への洋上風力発電事業の誘致について検討を進めているところである。

本業務は、あわら市沖洋上風力発電事業への関係者の更なる理解促進のため、洋上風力発電事業の誘致に伴う地域への経済波及効果を具体的に把握するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 委託業務内容

(1) 洋上風力発電事業に係る現状整理

- 全国の洋上風力発電事業に係る取組状況、国の政策動向、洋上風力サプライチェーンにおける動向等、洋上風力発電事業を取り巻く現状を整理すること。

(2) 地元企業に対するアンケート調査

- あわら市、坂井市および加賀市の企業を中心に、地元企業に対して参入意向や参入障壁等についてアンケートを実施すること。

対象企業数は以下のとおり想定しているが、可能な限り多くの企業に対し実施すること。

あわら市…	30社以上
坂井市…	25社以上
加賀市…	25社以上

- 回収率を高めるための工夫を行い、回収率50%以上を目指すこと。
- 必要に応じてヒアリング調査を実施すること。

(3) 発電事業者等に対するヒアリング調査

- 発電事業者等に対し、地元企業の参入可能事業分野・業務等についてヒアリング調査を実施すること。
- ヒアリング先と対象事業者数は以下のとおり想定しているが、地元企業の参入可能事業分野・業務等について正確に把握するためのヒアリング先を選定すること。

先行する海域における洋上風力発電事業者…	8社程度
あわら市沖で開発を検討する事業者……………	6社程度
洋上風力発電機メーカー……………	2社程度
総合建設業者……………	4社程度

(4) 自給率の算定

- (1)～(3)により得られた結果を踏まえ、事業のライフサイクル全体（調査開発、風車製造、風車建設、運転保守、撤去等）における各分野において、地元企業への発注による経済波及効果を産業連関分析により試算するための前提となる地元企業の受注率（自給率）の算定を行うこと。
- 自給率の算定は、福井県、石川県、あわら市、坂井市および加賀市（以下「分析対象地域」という。）のそれぞれを対象に行うこと。
- 分析対象地域ごとにシナリオを2パターン以上提示し、シナリオごとの自給率を算定すること。

(5) 経済波及効果を高めるための具体的方策の検討

- (4)で提示したシナリオを実現するための具体的方策について検討すること。
- 洋上風力サプライチェーン以外で発生することが期待される経済波及効果（例. 雇用者の増加に伴う宿泊業や飲食業への効果、視察・観光旅行の増加に伴う観光業への効果 等）について整理し、効果を高めるための具体的方策について検討すること。

4 協議・打合せ

- 業務遂行にあたっては、着手時及び実績報告前に打合せを行い、業務内容等について確認する。また、中間協議・打合せ等は月1回程度行い、進捗状況の確認等を行うものとする。なお、本業務に関して疑義が生じた場合は、その都度協議・打合せを行い進めるものとする。
- 本業務の成果を基に、別途、経済波及効果等の算定が行われる予定であるため、発注者の指示に従い、経済波及効果等算定のために必要な協力を行うこと。

5 想定スケジュール

8月	
	・委託契約締結 ・キックオフミーティング
9月	
	・打合せ
10月	
	・打合せ
	・本業務 中間報告
11月	
	・打合せ
	・経済波及効果等算定 中間報告（別業務）
12月	
	・打合せ
	・本業務 事業報告書提出
1月	
	・経済波及効果等算定 成果報告（別業務）

6 成果物

- ・ 中間報告書（提出期限：10月末まで）
- ・ 事業報告書（提出期限：12月末まで）
※概要版、詳細版、資料編を提出すること
- ・ 上記のデータを格納した電磁的記録媒体（CD-R等）

7 成果品の帰属

- ・ 本業務の成果品については、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なくして、これを複製、貸与、流用等してはならない。
- ・ 受託者が成果品に対して著作権人格権を有する場合においても、委託者および指定の者に対してこれを行使しないものとする。

8 その他

- ・ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。
- ・ 本業務の遂行に際して知り得た情報については、公にされている事項を除き、将来にわたって適正な管理をするものとし、第三者に漏らし、また

は公表してはならない。また、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 委託仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、県と協議すること。
- 委託事業の実施に当たっては、適宜、県との打合せの上、県の下承を得ること。